

(証券コード 7201)

平成 22 年 6 月 8 日

株 主 各 位

横浜市神奈川区宝町2番地

**日産自動車株式会社**

取締役社長 カルロス ゴーン

## 第 111 回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第 111 回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの節は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」及び同封の添付書類「第 111 期報告書」をご検討くださいます。平成 22 年 6 月 22 日（火曜日）午後 5 時 30 分までに到着又は到達するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、折り返しお送りくださるか、当社の指定するインターネットウェブサイト（<http://www.web54.net>）より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成 22 年 6 月 23 日（水曜日）午前 10 時

（なお、受付開始時間は、午前 8 時 30 分とさせていただきます。）

2. 場 所 横浜市西区みなとみらい一丁目 1 番 1 号

パシフィコ横浜 国立横浜国際会議場（国立大ホール）

### 3. 目的事項

- 報告事項
1. 第 111 期（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第 111 期（平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

第 1 号議案 監査役 2 名選任の件

第 2 号議案 当社の従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

第 3 号議案 取締役に対し株価連動型インセンティブ受領権を付与する件

## 4. 招集にあたっての決定事項

- ・以下の事項につきましては、法令及び当社定款第 16 条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nissan-global.com/JP/IR/>) に掲載しておりますので、同封の添付書類「第 111 期報告書」には記載していません。
  - ①事業報告の「5. 会社の体制及び方針」
  - ②連結計算書類の「連結注記表」
  - ③計算書類の「個別注記表」
- ・議決権行使書とインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。インターネットで複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、インターネットウェブサイトより議決権をご行使くださる際には、議決権行使書用紙に印字された議決権行使コードとパスワードをご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nissan-global.com/JP/IR/>) に掲載させていただきます。

株主総会当日の質疑応答につきまして、次のとおりとさせていただきます、ご協力のほどをお願い申し上げます。

- ・ご質問を希望される方は、当日、会場内にて整理券をお配りいたしますので、午前 10 時までに予めお受取り願います。
- ・株主の皆様からの当社についてより理解を深めたいとのご要望にお応えすべく、平成 22 年 6 月

19日に追浜工場でイベントを行うことといたしました（株主全員の方にご案内を差しあげましたが、お申込み多数のため、ご参加いただく方は、抽選により決めさせていただきました。）。当社経営陣との懇談を通じて、忌憚のないご意見・ご質問をいただく貴重な機会といたしたく存じます。また、この場で株主の皆様から寄せられたご質問の一部は、株主総会で回答させていただきます予定です。

- また、当社にご質問になりたい事項につきましては、当日ご質問いただくほか、事前に書面又はインターネットでもお受けいたします。ご質問は、同封の「ご質問用紙」で下記住所に郵送又はFAXにてお送りいただくか、又はインターネットウェブサイトをご利用ください。なお、株主の皆様の関心の高い事項につきましては、株主総会で取りあげさせていただきます予定です。

<郵 送 先> 〒220-8686 横浜市西区高島一丁目1番1号

日産自動車株式会社 IR 部

< F A X 番 号 > 045-664-7084

<ウェブサイト>  $\left[ \begin{array}{l} \text{http://www.nissan-global.com/JP/IR/soukai.html} \\ \text{ユーザ名：nissan パスワード：EV} \end{array} \right]$

- ご質問の順番は、まず、事前のイベント等でご質問をお寄せいただいた株主様の中からいたします。その後、整理券をお受取りになったそのほかの株主様から抽選によって決めさせていただきます。
- 十分な審議を尽くした場合には、整理券をお持ちであっても質疑を打ち切らせていただく場合がございます。質疑応答の時間内にお答えできなかったご質問につきましては、お帰りの際にご記入いただければ、書面にて回答させていただきます。

また、株主総会終了後に、今秋以降、日米欧で発売予定の電気自動車「日産リーフ」をご覧いただきながら軽食をお取りいただく場を設けさせていただきます。株主の皆様と当社経営陣との懇談の場とさせていただきます、忌憚のないご意見等を頂戴いたしたく存じますので、株主総会に引き続きご出席くださいますよう、ご案内申し上げます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 監査役2名選任の件

監査役大坪健雄、中村利之の両氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	なかむらとしゆき 中村利之 (昭和26年7月26日生)	昭和49年4月 (株)横浜銀行入行 平成14年4月 同執行役員 平成15年4月 同常務執行役員 平成16年6月 同代表取締役(最高執行責任者) 平成17年6月 同代表取締役(営業推進部門担当) 平成18年4月 同取締役 平成18年6月 当社監査役現在に至る	14,600株
2	なぐらみきお 名倉三喜男 (昭和23年3月12日生)	昭和46年4月 (株)日本興業銀行入行 平成11年6月 同執行役員 平成13年4月 同常務執行役員 平成14年4月 (株)みずほコーポレート銀行常務執行役員 平成15年3月 興和不動産(株)常務執行役員 平成16年9月 同代表取締役社長 平成22年4月 同顧問現在に至る	0株

- (注) 1. 両候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 両候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 中村利之及び名倉三喜男の両氏を社外監査役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識を有し、当社の社外監査役としてふさわしいと判断したためであります。
4. 中村利之氏は、現に当社の社外監査役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
5. 中村利之氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、また、名倉三喜男氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金500万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。
6. 当社は、(株)東京証券取引所に対して、中村利之氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

第2号議案 当社の従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の従業員並びに当社関係会社の取締役及び従業員の、当社の連結業績向上に対する意欲を一層高めることを目的として、無償で新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容及び数の上限

(1)新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権8万個を上限とする。

(2)新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(3)新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数（以下、「付与株式数」という。）は当社普通株式100株とし、新株予約権の行使により交付される株式の数は800万株を上限とする。

但し、本株主総会における決議の日（以下、「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる当社普通株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、取締役会の定めるところにより、新株予約権を割り当てる日（以下、

「割当日」という。)までの一定期間の(株)東京証券取引所における当社普通株式1株の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値に一定の数値(1.025を下回らない範囲で取締役会が定めるものとする。)を乗じた金額とする(1円未満の端数は切り上げる。)。但し、取締役会の定めるところにより、当該金額が割当日の当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は当社が保有する自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするときは、かかる割当て等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

#### ③新株予約権を行使することができる期間

割当日から10年を経過する日までの範囲で、取締役会が定めるものとする。

#### ④新株予約権の行使の条件

i 各新株予約権の一部行使はできないものとする。



ii その他の権利行使の条件は、取締役会が定めるものとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 i 記載の資本金等増加限度額から上記 i に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑦新株予約権の取得条項

以下の i、ii 及び iii の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

⑧当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

iv 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記iiiに従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

v 新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

vi 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記⑤に準じて決定する。

vii 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

viii 新株予約権の取得条項

上記⑦に準じて決定する。

⑨ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。



### 第3号議案 取締役に対し株価連動型インセンティブ受領権を付与する件

取締役に対する報酬につきましては、平成20年6月25日開催の第109回定時株主総会において承認された賞与額を含む確定額金銭報酬（年額29億9千万円以内（うち、社外取締役3千万円以内））の支給のほか、平成19年6月20日開催の第108回定時株主総会において承認された、平成22年度末までの間、当社普通株式600万株相当数を年間の上限数とする、権利行使時における当社普通株式の市場株価と一定の行使価額の差額を受領することのできる「株価連動型インセンティブ受領権」の付与からなっております。当該「株価連動型インセンティブ受領権」の期限が到来することから、平成23年度以降も引き続き、中長期的な業績連動型のインセンティブとして、上記確定額金銭報酬の支給に加え、取締役に対して下記の要領により「株価連動型インセンティブ受領権」を付与することの承認をお願いしたいと存じます。なお、現在の取締役は9名（うち、社外取締役1名）であります。

その条件の詳細の決定につきましては、下記要領の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

#### <株価連動型インセンティブ受領権の要領>

##### (1)権利の内容

権利行使日の前日における当社普通株式1株当たりの市場株価が下記行使価額を上回っている場合に、その差額を受領する権利

(※1) ご参考までに、本年5月13日の(株)東京証券取引所における当社普通株式1株の普通取引の終値735円に1.025を乗じた金額が行使価額とされるものと仮定し、当社普通株式1株相当数の株価連動型インセンティブ受領権の公正価額を一定の前提事実及びオプション評価モデルに従い算出いたしますと、215円となります。但し、この公正価額は、上記のとおり、上記仮定及び前提を用いてご参考までに算出したものであり、実際に付与される株価連動型インセンティブ受領権の公正価額は、権利付与日又は権利付与日までの一定期間の(株)東京証券取引所における当社普通株式1株の普通取引の終値及びその変動性並びに具体的な発行条件等により、これと異なる価額になるものと予想されます。

##### (2)年間付与総数

適用期間内の各事業年度について6万個（当社普通株式6百万株相当数）を上限とする。

##### (3)行使価額

当初の行使価額は、取締役会の定めるところにより、各権利付与日までの一定期間の(株)東京証

券取引所における当社普通株式 1 株の普通取引の終値の平均値に一定の数値（1.025 を下回らない範囲で取締役会が定めるものとする。）を乗じた金額とする。但し、取締役会の定めるところにより、当該金額が各権利付与日の当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

#### (4)権利行使可能期間

各権利付与日から 10 年を経過する日までの範囲内で、取締役会が定めるものとする。

#### (5)行使条件

権利付与対象者の権利行使の条件は、取締役会が定めるものとする。

(※2) 取締役が株価連動型インセンティブ受領権を実際に行使できる数は、被付与者に付与された権利の数を上限として、被付与者毎に設定される業績目標の達成度等の条件に応じて変動いたします。

#### (6)適用期間及び権利付与日

適用期間は、平成 25 年度末までとし、権利付与日は適用期間内における各事業年度毎に取締役会が定める一定の日とする。

#### <当該インセンティブを相当とする理由>

当社の持続的な利益をもたらす成長に対する取締役の意欲を一層高めることを目的として、中長期的な業績連動型インセンティブ制度を導入するものであります。

以 上



## 株主総会会場ご案内図

会 場 横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号  
パシフィコ横浜 国立横浜国際会議場（国立大ホール）

最寄駅 みなとみらい線 みなとみらい駅  
（クイーンズスクエア横浜連絡口から徒歩約8分）

なお、JR 桜木町駅からお越しになれますが、徒歩で20分程かかります。

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

### 会場付近略図

